

諸外国における能力評価制度

-英・仏・独・米・中・韓・EUに関する調査-

(JILPT 資料シリーズ No.102:2012年3月)

抜粋資料

各国比較表（諸外国の能力評価制度）

調査項目	イギリス	フランス
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1986年に導入されたNVQ（全国資格制度）は、それまで個別に存在していた職種資格を一つの評価制度としてまとめた制度。職業資格にはこの他にBETECをはじめ各種の専門資格がある。 ・現在はNVQをはじめ各種の資格が、資格単位制度（QCF）に再編成されている。 ・資格認可、管理、運営の総合的な責任は、資格試験監査機関Ofqualにある。 職業資格と学業資格を比較して系統立てた一覧表が、全国資格枠組み。個別の資格が資格制度全体の中で、どのようなレベルにあるのかで分類され、9レベルある。資格の名前にはこのレベルが含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力評価基準は初期教育訓練の学歴に基づく。 ・資格の大半は国家資格である。国が管理する職業資格・学位免状は、共通の5段階の職業能力水準分類表（1969年）によって格付けされており、個人の職業能力の証明として定着している。 ・職業資格・学位免状が登録される「全国職業資格総覧」（RNCP）は、政府の管轄機関である「職業資格認定全国委員会」（CNCP）によって管理・更新されている。 ・職業能力を評価する仕組みが企業から外部化されているため、公的な資格の取得が労働者のキャリア形成に重要な位置づけを占めることになる。 ・こうした特性が、資格取得や資格水準の向上を重視する職業訓練政策につながっている。
認定方法	<ul style="list-style-type: none"> 資格によって異なる： ・訓練生は職場で訓練を受けながら業務を遂行しつつ、技能を習得した証拠を記録したポートフォリオと週1日理論の授業をうける。双方を合わせて、評価者が基準に達したかどうかを判断する。 ・訓練コースと筆記試験 自己学習その他で準備をして、筆記試験の検定を受ける。書類審査が必要な資格もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランスの職業資格は教育水準別に分かれており、出口管理されている。職業教育訓練を受け、コースを修了し認定試験にパスした結果として資格が授与される。 ・しかし近年、従来の資格取得プロセスとは異なる職業経験認定制度（VAE）に注目が集まっている。VAEは、職業経験をもって、職業資格・学位免状の獲得を促す制度。一定の条件（資格認定対象の分野において合計3年以上の職業経験を有すること）を満たした希望者は、資格認定機関に願書を出し、所定の審査を経て職業経験を資格の形で認定してもらうことができる。
職業訓練機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練プロバイダーまたは評価センターは、資格授与機関の規定によるセンター認可申請書を提出し、許可されるとその授与機関の資格を提供できる。センターは訓練生の評価を行う。 ・資格授与機関は資格の訓練評価を認可するのであって、組織としてのセンターの運営に責任はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格取得のための教育訓練は、学校教育（初期教育訓練）が担っており、教育内容、試験内容は教育省の管轄にある。 ・普通課程の生徒は普通バカロレア、技術課程の生徒は技術バカロレアの試験を受けることを目的とする。バカロレアは、後期中等教育と高等教育入学の資格を認定する国家資格である。 ・職業課程の生徒は、BEP（職業見習免状）とCAP（職業適性証書）という生産労働者資格の取得を目的としている。職業課程の上級課程である職業バカロレア準備課程は、職業バカロレア取得のための準備教育を行っている。 ・資格の取得は、学校教育のみならず、見習訓練制度を通じて取得することができる。見習訓練は、業界団体・商工会議所等によって運営される見習訓練センター（CFA）にて行われ、企業内の研修とCFAでの訓練による交互訓練に基づく。CFAの51.5%は民間機関、32.8%は商工会議所管轄、12.5%は学校または大学によって運営されている。CFAの教育内容は教育省の指導下にあり、財政面の監督は国家や地域が行う。
他の国家資格、民間職業資格、及び教育機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・資格を作成する資格授与機関は、民間企業または産業分野及び専門家協会であり、資格認可に国は直接関知しない。したがって国家資格は存在しない。 ・Ofqual認可は職業資格の品質保証であって、法的に必要なものではない。 ・Ofqual認可を受けていない産業、専門家協会が授与する資格は数多くある。 ・大学の修士課程は専門職業資格（レベル6以上）とみなされ、各大学では在職者向けの専門コースをパートタイムなどで多く開講している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格の他、業界団体が創設し、管理する職業資格証明書（CQP）は5段階の格付けが行われない。 ・しかし資格の社会的認知度を高め、訓練補助金を得るために業界団体はCQPのRNCPへの登録申請を行う。資格の評価はCNCPが行う。
運営体制・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・産業別技能委員会が、それぞれの産業分野で業務遂行に必要な知識と技能を職務基準として設定する。 ・この基準に基づいて、資格授与機関が資格構造と評価システム等資格の内容を構成し、Ofqualに提出し審査を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育機関が国家試験を運営する。専門家や教員で構成される、学長主催の委員会が各受験者の試験結果を確認し、評価を行う。委員会の審査の結果、資格の付与が決定される。

	<ul style="list-style-type: none"> ・資格授与機関は、この業務を行うために Ofqual に資格授与機関としての認定を申請し許可された機関。訓練評価センターは、特定の資格をコースとして実行する人材、物的資材があることを添えて資格授与機関に申し込み、認可されるとその授与機関の資格を「商品」として提供することができる。 	
評価機関	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練生の評価は評価センターが行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業教育訓練の内容と認定試験の内容は、基本的に中央政府（資格を交付する各省庁：教育省、雇用省等）の管轄。
評価者	<ul style="list-style-type: none"> ・評価者、内部監査員、外部監査員はそれぞれ必要な資格を取得する。評価者の資格はレベル 3、監査員は内、外ともレベル 4 ・評価者と内部監査員は訓練/評価センターに所属。内部監査員が評価者の品質管理に責任を持つ。 ・外部監査員は資格授与機関から派遣され、センターの評価全体の品質を監査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな資格創設時に、資格交付する各省庁は職業審議委員会（CPC:労使代表者、専門家で構成される協議会）の助言を踏まえなければならない。 ・フランスの資格は労使協議によって現実の業務内容に合わせて改廃される。
関連法	<ul style="list-style-type: none"> ・Apprenticeship, Skills, Children and Learning Act 2009 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続職業訓練に関する法律（1971年） ・社会近代化法（2002年） ・生涯教育やオリエンテーションに関する法律（2009年）等。
政府の財政支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・Ofqual 認可の資格はスキル資金支援機関に財政支援を申し込む。 ・政府の職業教育関連の予算は 43 億ポンド。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期教育訓練：国家負担 ・見習訓練：企業負担（見習訓練税） ・継続職業訓練：主に企業負担（企業規模によって、前年度の支払賃金総額の 0.55%～1.6%）
受験者負担の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル 2 は無料。レベル 3 も公金援助がある。4 以上は個人または事業主の負担がほとんど。 ・訓練コースの受講料その他は訓練/評価センターが独自に決める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格による（訓練の種類によって各種補助の申請も可能）。
評価対象（職種一覧）	<ul style="list-style-type: none"> ・Ofqual では資格対象分野を 15 に分けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RNCP に登録される職業資格・学位免状は 8094 件（2010 年時点）。 ・すべての資格は、職業教育訓練分野の分類表に沿って分類（47 分野）。実施される各種職業教育訓練プログラムもこの分類表に沿って分類される。 ・業種単位で管理される職業資格証明書（CQP）は 625 件（2009 年時点）。CQP は管轄業種内でしか通用しない資格である。
対象職種の改廃状況	<ul style="list-style-type: none"> ・産業別技能委員会が責任を持って事業主の需要に合わせた資格制度の維持を目指す。 ・英国雇用技能委員会 UK Commission for Employment and Skills (UK CES) が産業別技能委員会の活動を統括。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RNCP に登録される職業資格・学位免状は、定期的に CNCP によって更新される。RNCP の登録資格は二種類：1) 無条件登録される資格（7 つの省庁によって、国家の名の下に交付される資格）2) CNCP への審査を経て、登録される申請後登録資格（業界団体管轄の資格の CQP、訓練機関、商工会議所独自の資格等） ・5 年間有効の RNCP 登録は自動更新ではなく、その都度資格の管轄機関による再申請が必要となる。
評価レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・全国資格枠組みは導入からレベル 8 まで。各資格のレベルはこれに対応して設定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CQP を除くすべての職業資格・学位免状は、学歴と連動する 5 段階の職業能力水準分類表によって格付けされる（水準 I～水準 V）。 ・各水準に該当する職階水準は次の通り：水準 I・II は上級幹部職、専門職、水準 III は中級幹部職、水準 IV は事務職、水準 V は生産労働（資格あり）。
取得資格の蓄積・表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・QCF 個人記録は電子データとして記録されるが、本人及び資格関係者以外アクセスできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RNCP への登録が許可された資格は、RNCP に共通の項目に沿って資格登録票の形で登録される。公的雇用サービスの Pôle emploi（職安）のデータベースとリンクしており、資格に関連する職種が紹介されている。
制度の活用度	<ul style="list-style-type: none"> ・イギリスにおいてキャリアの発展とは社内昇進よりは条件のいい職場へ移ることが多く、全国で知られている資格を持っていることは当然有利になる。 ・イギリスには一斉採用はない。事業主は即戦力を求めることがほとんどで、採用条件に資格を能力の指針として指定することが一般的。 ・産業の種類によっては従業員にレベル 2 の資格を取らせることが義務付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業資格・学位免状の有無やそのレベルによって、失業率は異なる。より上位の資格保持者が就職しやすいことは各種統計で確認されている（INSEE enquête emploi）。 ・労働協約で資格の種類に応じ、給与水準（賃金テーブル）が定められており、資格の活用は企業横断的な性格を持って実現されている。

	・従業員の技能訓練は人材開発の一環として推奨されており、従業員に資格を取らせることが良質の企業であるとされる。	
浸透状況と普及への取り組み	・2011年4月から6月の期間に約190万の資格が取得されている（注：取得者の人数ではない）。 ・ビジネス・イノベーション・技能省 Department for Business Innovation and Skills (BIS)は、2010年11月に技能訓練制度の改革計画である「維持可能な経済成長のためのスキル」 Skills for Sustainable Growth を発表している。	・2002年の社会現代化法により、RNCP・CNCPは、前身の「職業資格・学位免状のリスト」・職業資格認証委員会 (CTH) の役割を引き継ぐ形で導入され、新たな職業能力評価制度としてVAEの仕組みも整備された。 ・RNCPに登録される資格数：8,094件（2010年時点）。 ・資格水準別の就業人口（2010年時点、15歳以上の人口）：初期教育訓練中：10.5%、無資格：33.7%、水準V：20.4%、水準IV：13.9%、水準III：9.6%、水準I・II：11.8%（出所：Insee, enquete emploi）。
NQF策定状況	・全国資格枠組みが8レベルに再編成されたほかは、EQFは国内の資格制度には直接の影響はない。	・2010年10月に準拠。

調査項目	ドイツ	アメリカ
制度概要	・職業能力評価は、「教育修了資格」と「職業訓練修了資格」に基づく。 ・職業訓練資格には、主に「初期職業訓練資格（主流はデュアルシステムによる訓練）」と「継続職業訓練資格」の2種類がある。 ・継続職業訓練資格の一類型として「マイスター資格」が存在。	・1994年に制定された全国スキル・スタンダード法により、業界団体もしくは団体に参加する企業、労働組合もしくは経験のある非管理職従業員、教育機関、コミュニティ組織、地方行政担当者、権利擁護組織による自主的パートナーシップが、自ら能力評価を行って資格認定する制度の普及を試みた。 しかし、労働組合の強い産業を除き頓挫した。
認定方法	・原則として職業訓練の受講→修了→認定試験を経て資格を取得する。	全国スキル・スタンダード委員会が、集約的(Concentration Skill Standards)、中核的(Core Skill Standards)、専門的(Specialty Skill Standards)の三つの段階に分類した能力基準を自主的パートナーシップに示し、各自主的パートナーシップはその基準に基づいてそれぞれの能力基準を策定するとともに、資格認定を行っていた。認定方法は自主的パートナーシップごとにまちまちであった。
職業訓練機関との関係	・デュアルシステムによる職業訓練資格では、職業学校と企業（事業所）の2カ所で並行して教育・訓練を行い、それぞれが修了認定を行う。	コミュニティ・カレッジ、テック・カレッジと連携する、徒弟訓練センターを活用する、教育訓練プロバイダーに委託する、などそれぞれの自主的パートナーシップの状況に応じてさまざまな形態をとっていた。
他の国家資格、民間職業資格、及び教育機関との関係	・手工業マイスターは、他の国家資格等の認定試験で同要件が設定されている場合、当該部分の試験の免除があり得る。	国際市場競争力に対応する新しい働き方と、その働き方を実現するための能力を獲得させることを目的とし、絶え間ない変化に対応することが求められることから他の国家資格、民間職業資格、及び教育機関との関係は希薄であった。
運営体制・組織	・公的職業訓練資格制度は、連邦政府と州政府に権限が分配されている。職業学校の教育課程（カリキュラム）は、学校教育を管轄する州政府が策定し、訓練内容は、労使を含む主要関係者で構成する職業教育訓練研究機構（BIBB）の委員会が策定する。	労働省、商務省、教育省共管による全国スキル・スタンダード委員会のもと、15に分類した職業グループに自主的パートナーシップの成立を促し、その自主的パートナーシップの認定を全国スキル・スタンダード委員会が行う。能力評価の方法や資格認定には全国スキル・スタンダード委員会がガイドラインを提示するが、実際の運営はそれぞれの自主的パートナーシップにまかされていた。
評価機関	・職業資格の認定試験は、各地の職能団体（商工会議所、手工業会議所等）が実施する。	全国スキル・スタンダード委員会
評価者	・手工業マイスター資格の場合、手工業会議所の提案に基づいて州政府が試験委員会を設置する。 ・試験委員は原則として満24歳以上の5人で構成され、任期は最長5年となっている。	自主的パートナーシップによって異なる。
関連法	・1969年に制定された職業教育法（BBiG）や手工業法（HwO）などがある。	1937年 全国徒弟制度法 1994年 アメリカ教育法 1994年 全国スキル・スタンダード法 1997年 労働力投資法
政府の財政支援状況	・初期職業訓練資格に対する公的財政支援の方が、継続職業訓練資格に対する支援より大きい。	現在は特になし。
受験者負担の状況	・試験の種類によって様々。手工業マイスター試験の場合は受験地によっても負担額が異なる。	自主的パートナーシップにより異なる。

評価対象 (職種一覧)	<ul style="list-style-type: none"> デュアルシステムで認定される公認訓練職種は348職種(2011年)。 独立開業にマイスター資格を必要とする手工業マイスターは41職種。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国スキル・スタンダード法は自主的パートナーシップの対象となる職業グループを15に分類。 「仕事の構築—スキル・スタンダードのための共通的な枠組み(Built to Work: A Common Framework for Skill Standards)」で提示。全国スキル・スタンダード制度の実質的な消滅により不明。
対象職種の 改廃状況	<ul style="list-style-type: none"> デュアルシステムの公認訓練職種は、2001～2010年の10年で、163職種の訓練内容が改訂され、45職種が新設。 2004年の手工業法改正により、94職種あったマイスター職種のうち、53職種については独立開業時にマイスター資格取得義務が免除となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合と使用者による教育訓練制度を改革して国際市場競争に対応するという点、経営協力において労働組合の存在意義を高めるという点、経営側の参加を促す点で一定程度の効果があった。しかし、労働組合の組織率が低い産業や、従来から労働組合と使用者による教育訓練制度がなかった産業、非典型雇用労働者は全国スキル・スタンダードが想定する範囲からは外れてしまったため、形骸化した。
評価レベル	<ul style="list-style-type: none"> 手工業マイスターにレベルは存在しないが、資格取得にいたるレベルは伝統的に「訓練生」、「職人(Geselle)」、「マイスター」の3段階に分けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集約的基準の一つである「生産」でスキル・スタンダードの認証を労働者が得るためには、顕在能力を重視した仕事基準として8つの重要な職務機能についてそれぞれ3つから6つの主要活動と、個々の主要活動に関する3つから6つの能力指標をクリアしなければならない。同時に、潜在能力を重視したヒト基準として3つのスキルと知識をクリアすることが求められた。 ヒト基準としての「労働者志向の要素(The Worker-Oriented Component)」における、①学術的知識とスキル(Academic Knowledge and Skills)、②雇用される能力を高める知識とスキル(Employability Knowledge and Skills)、③職業・技術に関する知識とスキルでは、それぞれ労働者と監督者という役割別に高・中・低の難易度を定めていた。この難易度は、「生産」における数学のスキルであれば、労働者の難易度は低、監督者の難易度は低で設定し、さらに数学の内容と問題解決という二つの複雑さの次元に分けることができた。
取得資格の 蓄積・ 表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に試験合格証書と資格証書が発行される。 手工業マイスターは、手工業会議所が試験合格証書とマイスター資格証書を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的パートナーシップによりまちまちである。
制度の 活用度	<ul style="list-style-type: none"> デュアルシステムによる職業訓練は、若者の過半数が訓練に参加し、訓練費用の多くは企業が自主的に負担している。職業訓練を経て企業に採用される率は57%と、職業訓練修了資格は就業に大きな役割を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営側の積極的な参加が自主的パートナーシップにとって重要であるが、徒弟訓練制度を有している労働組合に組織化された産業において経営側の参加がみられ、全国規模で資格が活用されるが、それ以外の産業ではほとんど普及しなかった。
浸透状況と 普及への取 り組み	<ul style="list-style-type: none"> 政府と企業が職業訓練協定を締結し、若年者の職能向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国スキル・スタンダード委員会は実質上で解散しており、普及の取り組みは行われていない。
NQF 策定状況	<ul style="list-style-type: none"> 2012年を目途に現在策定中。 	—

調査項目	中国	韓国
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 「職業資格証明制度」 労働法第69条に「職業資格証明制度」の実施を法律で規定されている。 「中華人民共和国職業分類大典」に1,883の職業と4,000の職種を定義。職業分類に基づき国の職業資格基準の枠組みが設定され、職業の国家資格基準を制定している。 現在、中国で実施されている職業資格検定は、主宰機関により国家職業資格、地方政府職業資格、業界団体職業資格および海外機関実施職業資格に分類されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家技術資格制度：職業能力評価制度の中核を成す「国が産業現場において職務遂行に必要な知識とスキルの習得程度を評価・認定する制度」。 国家技術資格の枠組みは、個人が、職務においてどの程度の能力を持ち合せているかを判断するためのもので、その枠組みにしたがい、等級体系(skill level)、分類体系(skill type)、種目の新設・廃止、受験要件、国家運営か民間運営かを区分している。 現在の国家技術資格制度は5つの等級に分類されており、基礎事務には3つ、専門事務には2つの等級がある。初級の国家技術資格においては学歴・経験の制限がないが、等級が上がるにつれ、基準経歴の制限が設けられている。 近年、検定試験制度の転換が求められた事に対し、国家技術資格法の改正案が提出され、職業訓練課程の新設が検討されている。この法案が可決された場合、今後は検定試験制度と課程

		<p>履修制度が併存・認定する体制で運営されることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010年1月1日現在、556の国家技術資格がある。
認定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職業資格検定は知識要求試験と技能試験に分かれており、知識要求試験は筆記試験、技能試験は、基本操作、生産作業項目、模擬操作などの実技形式で実施される。 ・試験問題は、国家職業資格基準、職業資格検定規範、教材などから出題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家技術資格制度は筆記試験と実技試験で構成されている。 ・技術長・技術士はマネジメントスキルを含めての評価になる。 ・学習ユニットの積みあげ方式ではないが、実務経験年数が一つの受験条件になる。また、今後は課程履修制度が運営されることになる。 ・7つの機関が運営しており、大半の技術資格(516)は韓国産業人力公団が、専門事務の資格(18)は大韓商工会議所が運営している。
職業訓練機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校と専門学校の卒業生に、「卒業証書」と「職業資格証書」のいわゆる「双証」の取得が可能。 ・卒業見込みの専門学校生に対して、専門に関わる中級職業資格検定を受ける場合は筆記試験が免除され、実務操作の合格者に対しては学歴証書と職業資格証書を同時に取得できる制度がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な職業訓練機関である韓国ポリテック大学でカリキュラムとして技能士コースを設けており、その課程を履修した者は国家技術資格試験の筆記試験を免除することができる。また、韓国ポリテック大学には技能長コースもあり、そのコースを履修した者に対して技能長試験を受ける事が出来る試験資格を付与している。
他の国家資格、民間職業資格、及び教育機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・国家職業資格証明のほかに、地方政府主催の職業資格、業界団体主催の職業資格など、多種多様な職業資格証明がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業者の再就職のための訓練プログラム(ハローワークとの連携)、満15歳以上の若者に対する訓練プログラム(民間訓練機関および大韓商工会議所など)、就職困難層(若者・貧困層・雇用保険未加入者を対象にして)のための訓練プログラムがある。
運営体制・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・職業資格検定は、政府の指導の下で社会管理体制にて展開。 ・「職業能力建設司」は、人力資源和社会保障部の指導の下で、職業資格検定に関する政策、規定を作成。「職業資格検定指導センター」は、職業分類、職業技能の国家検定基準などを作成している。 ・「地方職業資格検定センター」は、省レベルの技能検定管理機構であり、その下部組織の職業資格検定所が末端組織として、労働者の技能検定を実施。 	<p>技術資格制度の統括は雇用労働部で行なわれるが、技術資格別に取得者の管理は主務部庁が、検定に関する業務-出題・検定施行・資格証管理などは韓国産業人力公団を含む7つの団体が行なう。従って、雇用労働部・主務部庁・検定施行機関という3つの機関が運営するシステムである。</p>
評価機関	<p>職業資格検定は、政府の承認を得た第三者的独立検定機関によって実施されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の民間と、独立行政法人に準じる機関が行っている。
評価者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の技能レベルを評価するのは、職業技能審査員(以下審査員と略す)で、審査員は初級、中級および上級に分かれている。それぞれの等級に就くためには昇格試験が必要とされ、職業資格検定所が必要な職種、等級に応じて、審査員資格取得者の中から適格者が選抜される。任期は3年間である。 ・審査員の質を確保するため、専門の検定チームが定期的に審査員を調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価は政府は直接行わないが、完全民間ではなく、独立行政法人に値する機関が行っている。 ・評価者の資格要件は、国家技術資格法の施行規則(労働部令第311号)で記述されている。職務分野で10年以上の経歴を持ち、かつ学識と経験が豊富だと認められる人材が選ばれる。ただし、塾の講義経験者および受験書籍との関わりがある者はできない。 ・従来教員の方が多かったが、偏った評価者の属性を変えるために、公開募集を積極的に行っている。
関連法	<ul style="list-style-type: none"> ・1995年実施の「中華人民共和国労働法」第8章第69条によると、中国は「国家職業資格証明制度」を実施すると記されている。 ・1996年実施の「職業教育法」の第9条には、「職業教育は実際の需要に応じたものでなければならず、国の職業分類、職業基準に適合すべきである」と記述。 ・法律のほかに、政府機関が「規定」、「通知」、「決定」という形で職業資格証明制度について重要な政策方針を発表している。 	<p>1973年立法化された国家技術資格法に基づく。</p>
政府の財政支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、政府が職業資格証明制度に関するプロジェクトに投入する資金が増加。 ・登録失業者、出稼ぎ労働者、大学の新卒者、都市部の中高学校の新卒者が職業訓練に参加する場合、一定の訓練手当が支給される。また、彼らが初めて職業資格検定試験に合格し、職業資格証明証書を取得すると、職業資格検定料の補助を受けられる。 	<p>代表的な検定施行機関である、韓国産業人力公団の2010年度の合計収入234億ウォンの内、政府出捐金123億ウォン。韓国産業人力公団の事業は能力開発、資格検定、外国人雇用支援、海外就業支援、国際交流などが挙げられるが、資格検定の支出が全体の支出の半分を占める。従って、推定値であるが、年間60億ウォンぐらいになると思われる。</p>
受験者負担の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職業資格検定料は、国の統一基準がなく、各省独自の徴収基準がある。資格等級によって検定料が違い、資格が上になるほど検定料も上がる。さらに、 	<ul style="list-style-type: none"> ・検定に関わる手数料は個人負担であるが、様々な訓練プログラムと連携した助成金制度がある。雇用保険加入者に対する費用支援、失業者および若者などに対する支援も存在している。

	難易度や検定用資材のコストによっても検定料が異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ・検定料は技能士(11,000・16,000)、産業技士(18,000・19,300)、技士(18,000・21,000)、技能士(32,900・23,100)、技術士(63,000・78,700)である。単位はウォン、括弧の中は筆記・実技試験の検定料順で表記。 ・ジョブ・カードのような制度がある。特徴は訓練者が訓練内容を選べることである(年間200万ウォン限度で支援される)。
評価対象 (職種一覧)	国家職業基準に基づき、職業資格検定を実施している職種は147職種ある。	<ul style="list-style-type: none"> ・27の分野別に最大5つのレベルの資格が存在する。
対象職種の 改廃状況		<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのレベルが対象。 ・現在は無いが、更新制度が必要であるという声が高まっている。 ・データベースは、決められた数の問題の中から出題される。
評価レベル	国家職業資格は5等級に分かれている。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのレベルを対象。 ・現在の国家技術資格制度は5つの等級に分類され、サービス分野は、基礎事務と専門事務に分けられている。ほかにも、基礎事務には3つ、専門事務には2つの等級がある。 ・トップレベルは①技能士・②技能長にあたると思われるが、種目によっては技能士・技能長以外の種目もある。
制度の 活用度	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の技術職種については職業参入規制を実施しているため、当該仕事に従事する場合には職業資格を取得することが必要。 ・大型国有企業には職業資格検定指導センターが設けられることがあり、そこで技能検定が実施されることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部ではある。 ・転職や就職に関しては、それほどメリットがないと言われている。 ・免許型の資格に関しては大きな評価を受けている。
浸透状況と 普及への取 り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国家職業資格取得者は新卒者、在職者、レイオフ労働者の三通りである。 ・職業資格証明制度の実施以降、資格試験の受験者と資格取得者が年々増加している。 	<p>1950年代終盤から職業訓練法に沿って技術試験制度が設立された分散管理の時代、すべての技術資格が統一管理されるようになった統合管理の時代、国家技術資格法の改正により技術資格管理が労働部へ移管された拡大と再強化の時代、1997年3月に施行された資格基本法により民間資格制度が復活し、現在に至るまで多角化を続けている役割分担の時代、2006年12月に中・長期的に国家技術資格試験制度の運用を始めた現場活用強化の時代と、大きく5つに分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在はこれらの制度に改正がくわえられた「第2次基本計画2010～2012」に沿った制度が実行に移されている。